

## とちぎ材の家づくり支援県外住宅向け木材利用ポイント事業実施要領

### (事業の目的)

第1条 この事業は、県産出材を利用した県外木造住宅にポイントを付与し、県農林水産品等との交換を行う取組を支援することにより、県産出材の県外への販路を広げ、需要の拡大を図り、林業及び木材産業の成長産業化に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

#### (1) 県産出材

「栃木県産出材証明制度」等に基づき、栃木県内の森林から産出されたことが証明された木材

#### (2) 木造住宅

建築基準法に定める主要構造部が木造である住宅

#### (3) 合法木材

次のいずれかにより合法性が証明された木材

①林野庁が平成18年2月15日に公表した「木材・木製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に示された「森林・林業・木材関係団体の認定を受けて事業者が行う証明方法」により木材の合法性・持続可能性の証明がされた木材

②森林認証制度により森林認証材であることが出荷証明書において証明された木材

③木材表示制度により合法性が証明された木材

#### (4) 一戸建

一つの建物が1住宅であるもの

#### (5) 使用木材

県産出材の構造材、下地材及び造作材（外構やテーブルなど非固定式の備品等の材料として使用するものは除く。）

#### (6) 構造材

使用木材のうち、土台、大引き、梁及び桁（胴差しを含む）、柱（通し柱及び管柱）、束、棟木（隅木、谷木を含む）及び母屋、垂木、根太、筋かい並びに間柱

#### (7) 建設

工事請負契約または自ら施工することにより住宅を建設すること

### (事業主体)

第3条 補助事業者は、県外において木造住宅を建設する施工者（工務店等）とする。

### (交付の要件)

第4条 交付の対象となるのは、次の各号に該当する住宅とする。

- (1) 建築主が生活の本拠として居住するために県外に新築する一戸建ての木造住宅
- (2) 県産出材を10 m<sup>3</sup>以上使用する住宅
- (3) 交付の対象となる使用木材のすべてに合法木材を使用した住宅
- (4) 交付の対象となる使用木材に係る工事が別に定める期日までに完了する住宅

(交付ポイント数)

第5条 この事業において、交付するポイント数は、交付対象となる1住宅当たり10万ポイントとする。

(ポイントの交付)

第6条 事業主体は、事前に配分されたポイント交付戸数の範囲内において、交付の対象となる使用木材に係る工事が完了した場合、速やかに施工完了報告書(様式第1号)を県に提出するものとする。

- 2 県は、前項に規定する施工完了報告書が提出された場合、ポイント交付要件への適合を確認し、その結果を事業主体に通知(様式第2号)するものとする。
- 3 県は、前項に規定する確認に当たり、必要に応じて現地調査ができるものとし、その場合、事業主体は当該現地調査に立ち会うものとする。
- 4 事業主体は、第2項の規定により適合通知を受理した場合、交付の対象となる住宅の建築主にポイント交換申込書(様式第3号)(以下、「申込書」という。)を送付するものとする。

(ポイントの使用)

第7条 第6条の規定により申込書が送付された建築主は、1ポイント1円相当として、県の定める商品交換カタログから希望する商品を選択し、別に定める期日までに、事業主体に申込書を提出するものとする。

- 2 申込書の提出は1回限り、かつ10万ポイント以内とする。  
なお、申込書に記載されたポイントの合計が10万ポイントに満たない場合は、残余ポイントは消滅するものとする。
- 3 事業主体は、建築主から第1項に規定する申込書を受理した場合は、内容を確認の上、速やかに県に申込書の写しを送付するものとする。
- 4 県は、前項の規定により申込書の写しを受理した場合は、内容を確認の上、商品交換事業者へ送付するものとする。
- 5 商品交換事業者は、前項の規定により申込書の写しを受理した場合は、内容を確認の上、申込書に記載された内容にしたがい、商品を発送するものとする。  
なお、商品交換事業者は申込書に記載された商品や配送希望月の発送に支障がある場合は、速やかに県及び事業主体に報告するものとする。
- 6 事業主体は、前項なお書きの規定による報告を受けた場合は、速やかに建築主に連絡

し、商品や配送希望月の変更手続きを行うものとする。

なお、変更手続きについては別に定めるものとする。

7 前項の規定により商品を変更する場合において、当初の申込提出時に残余ポイントがある場合は、第2項の規定にかかわらず、残余ポイントを利用できるものとする。

(利用ポイント交付の取り消し等)

第8条 第6条の規定によるポイント交付後に、交付対象となった住宅について、交付要件を満たさない、もしくは不適切な事項に該当することが明らかになった場合、県は、当該住宅へのポイントを取り消すことができるものとする。

なお、当該取り消し後に交換商品を受領している場合、県は、事業主体に対し当該商品の交付ポイント相当額を返還させることができるものとする。

(その他)

第9条 補助金に関して必要な事項については、この要領に定めるもののほか、別に定める。

附 則

この要領は、平成29年4月3日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。